

お知らせ

令和 4 年 7 月 26 日

報道解禁：7月28日12時00分以降

資料提供先：浜田記者クラブ

## 違反車両ゼロの道路に向けて！

### ～【第3回】一般国道9号で特殊車両の指導取締を実施します～

浜田河川国道事務所では、特殊車両の適正な運行がなされるよう、島根県警察と協力し、継続的に特殊車両の指導取締を実施しています。

つきましては、違反車両撲滅を目指し、今年度第3回目の指導取締を以下のとおり実施しますのでお知らせします。

○日 時： 令和4年7月28日（木）9：30～11：30

※ 雨天等により取締を中止する場合があります。

○場 所： 一般国道9号（下り）はまだしひなしちょう 浜田市日脚町地内（別紙－1参照）

○協力機関： 島根県警察 浜田警察署

○指導取締内容： 通行許可書の有無、内容確認及び車両計測等を行い、違反があれば、警告等の指導を行います。（別紙－2参照）

○留意事項： 報道解禁は、指導取締終了時刻以後の12時00分とします。

※ 取材される際は、事前に下記問い合わせ先（取締担当）へ

ご連絡をお願いします。

※ 指導取締を行っている時のカメラ撮影は可能です。

#### 今年度第2回（7月4日）指導取締状況及び結果

実施路線	取締場所	取締台数	許可台数	違反台数
国道9号	浜田市久代町 <small>はまだしくじろちょう</small>	3台	1台	2台



※特殊車両通行許可制度については別紙－3をご参考ください。

問い合わせ先： 国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所

副 所 長 清家 貴之

道路管理課長 山本 和正

TEL 0855-22-2480(代表)

URL <http://www.cgr.mlit.go.jp/hamada/>

## 1) 取締り箇所位置図



## 2) 取締り箇所詳細図



出典:国土地理院「地理院地図(電子国土Web)」

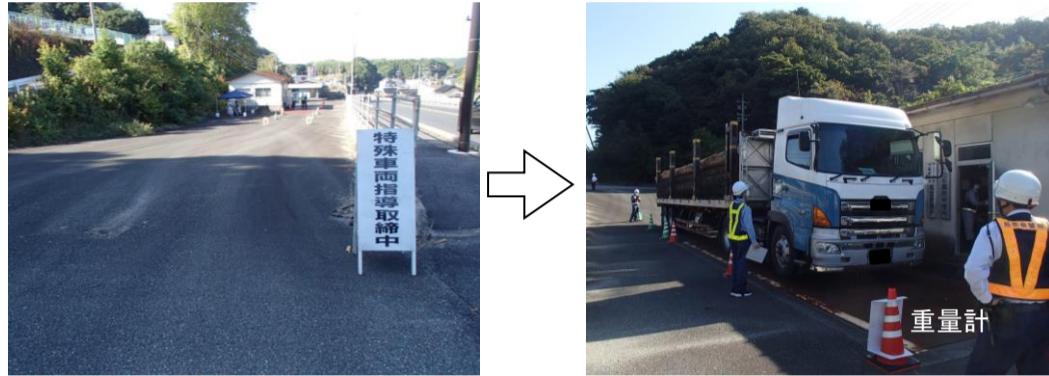
加工:浜田河川国道事務所

## ■令和4年度の指導取締結果

	実施日	取締台数	違反台数	違反内訳			備考
				無許可	経路違反	許可証不携帯	
第1回	令和4年6月7日	2台	0台	0台	0台	0台	浜田市日脚町
第2回	令和4年7月4日	3台	2台	1台	0台	1台	浜田市次代町
合計			2台	1台	0台	1台	

## ■指導取締実施状況

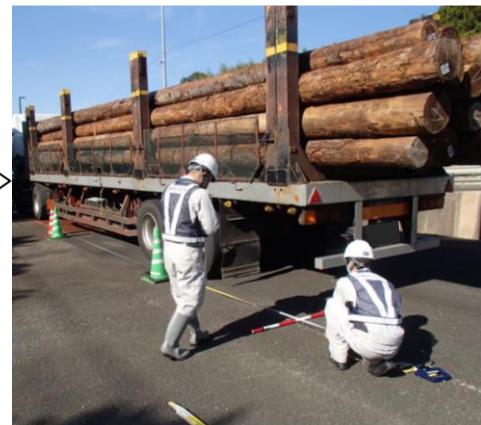
島根県警により取締箇所へ該当車両引込 通行許可証の提示要請・目的地等の聴取



車両重量計測・寸法計測(幅)



車両寸法計測(長さ)



車両寸法計測(高さ)



通行許可証の確認



違反車両には警告書を発出

→

**警告書**  
令和4年6月11日  
道路管理者 中国地方整備局  
道路管理員 岛根浜田河川国道事務所  
違反日時 令和4年6月11日 15時18分  
違反場所 浜田市日脚町  
違反内容 無、許可  
違反条項 道路法 第47条 第2項  
その他

重大な違反には減載・走行中止等措置命令書発出

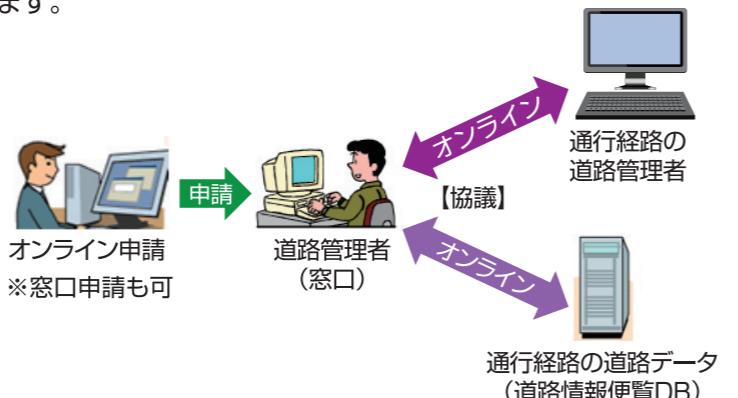
→

**措置命令書**  
令和4年6月11日  
道路管理者 中国地方整備局  
道路管理員 岛根浜田河川国道事務所  
住所 氏名  
所轄会社 所在地  
名 称  
代表者  
車両形式  
積載荷物  
記  
この部分について不適があるときは、行政不服審査の窓口をふりにこに上り、本機関命令書を受け取った日の翌日から起算して1ヶ月以内に国土交通大臣に審査請求又は異議申立てすることができる。また、行政不服審査の定めることにより、本書を受け取った日(請求部分につき)審査請求又は異議申立てした場合に、本書を受け取った日(請求部分につき)審査請求又は異議申立てして1ヶ月以内に、団を報告しして(既報にて団を代表とする者は比較大字となる。但し、団の内に複数の団がある場合は各団の団長が団を報告することができる。(なお、本書を受け取った日又は異議申立ては決定の翌日から1年を超過する場合はその期日を延長することができる))

記  
1. 違反日時 平成30年6月11日 15時18分  
2. 違反場所 岛根浜田河川国道事務所  
3. 違反内容 通行条件違反(通行時間違反)  
4. 違反条項 道路法 第47条第2項  
5. その他

## 「特殊車両通行許可」申請と許可

- 車両を通行させようとする者(荷主、運送事業者等)またはその代理人(行政書士等)が申請できます。
- 道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の大きさ・重さ等に関する「技術的・物理的な観点」から申請された経路を通行可能か否かの判断(審査)を行います。
- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者と協議を含む)を行っています。
- 申請内容を迅速に審査するためにもオンラインでの申請をお願いします。また、国土交通省へのオンライン申請であれば、24時間全国の窓口に申請することができ、申請書の提出及び許可証の交付のために窓口に出向く必要はありませんので大変便利です。



### 【ポイント】

- ▶ 道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。  
※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。
- ▶ 許可期間は車両や貨物の大きさ、重さにより最長2年。  
※一定の要件を満たす優良事業者の車両については最長4年。
- ▶ 申請に関する詳細は下記の「特殊車両関係サイト」をご参照ください。

## 荷主の皆様へ… トラック運送事業者の違反走行に 荷主の関与が判明すると荷主名が公表されます！



荷主勧告  
荷主名及び  
事案の概要を  
公表

詳しくは、国土交通省のHP ([http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk4\\_000007.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000007.html)) をご参照ください。

### 中国地方整備局【特殊車両通行許可制度及び申請に関する問合せ】

機関名	住所	電話番号
松江国道事務所 管理第一課	〒690-0017 松江市西津田2丁目6番28号	TEL 0852-26-2131
広島国道事務所 管理第一課	〒734-0022 広島市南区東雲2丁目13番28号	TEL 082-281-4131

### 特殊車両関係サイト

特殊車両通行許可オンライン申請システム  
<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html>



全国の申請窓口一覧  
<http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html>



特殊車両に係る通行規制情報  
<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kisei/index.html>



特殊車両通行ハンドブック  
[https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road\\_sinsei00000088.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000088.html)

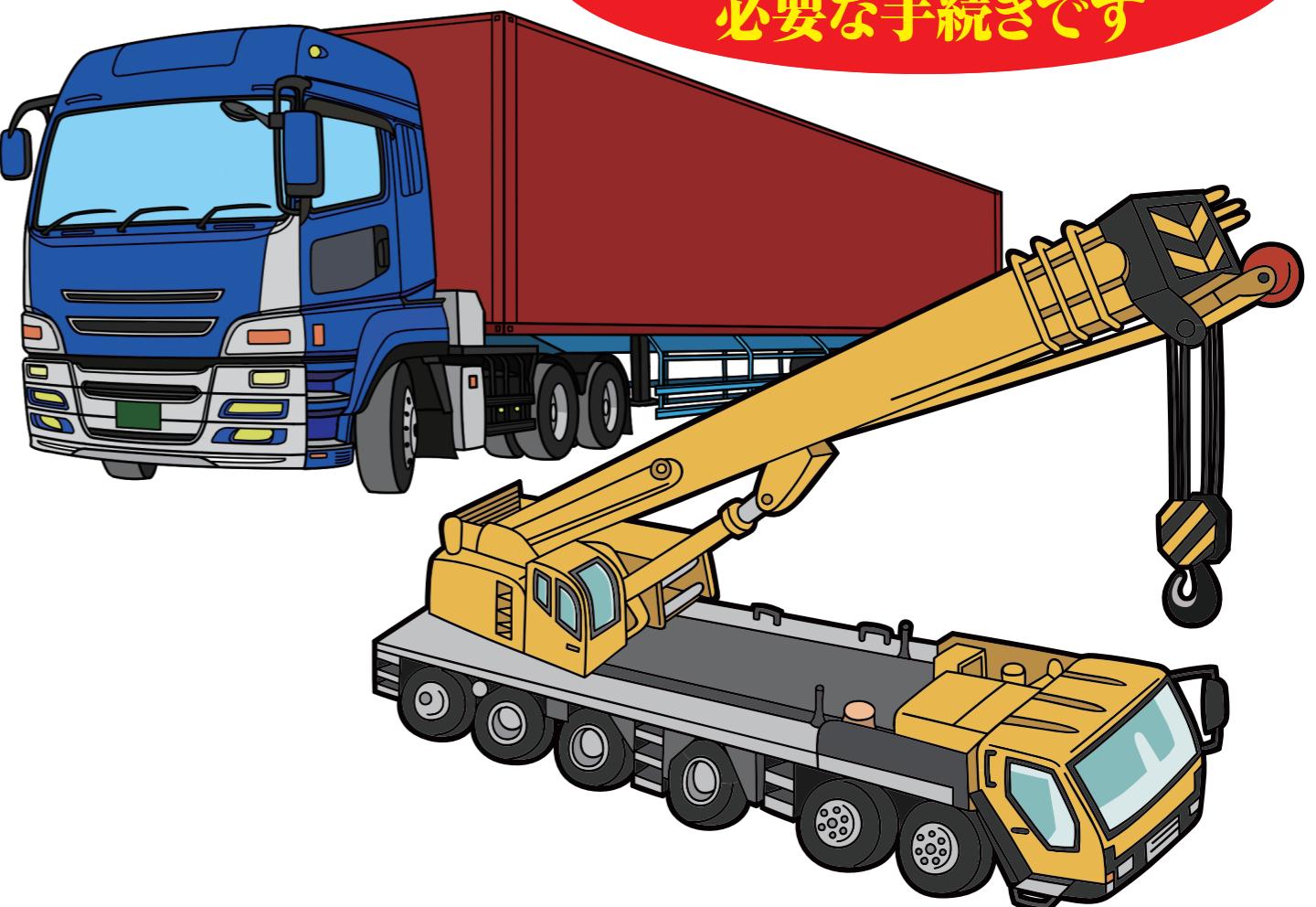


## 荷主・運送関係の皆様へ

# 特殊車両が走るには 許可が必要です！

## 特殊車両通行許可制度

ご存知ですか?  
道路法に基づき定められた  
必要な手続きです





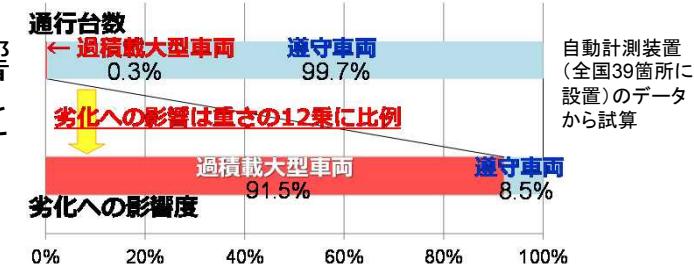
# (参考)悪質な重量制限違反者への告発(レッドカード)について

## 背景

0. 3%の重量を違法に超過した大型車両<sub>\*</sub>が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。※車両総重量20tを超える違反車両

⇒ 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当

【図 道路橋の劣化に与える影響】



基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化⇒現地取締りで違反を確認した場合は告発(レッドカード)

## 告発対象者の条件

○車両総重量の一般的制限値（国管理道路は最大27t）を基準とし、下記に該当する場合には、当該総重量違反の事実をもって告発（レッドカード）の対象とします。（基準については、車両制限令第3条並びに車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条及び第1条の2に掲げる表中のうち該当する総重量による）

### ◆車両総重量が「基準×2」以上の車両

なお、特車通行許可車両は、「基準×2+(許可総重量-基準)」

#### ○無許可のセミトレーラ連結車(バン型)でのレッドカード例

$$\text{基準} \times 2 = 54\text{t}$$

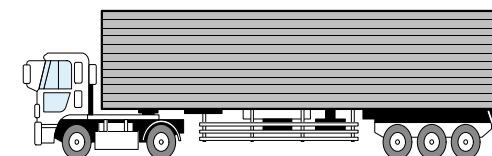
27t

27t

基準=一般的制限値27t(セミトレーラ連結車(バン型)の例)

※ 車両制限令第3条第2項に定める「特例5車種」以外の車両に係る一般的制限値(基準)は、最大25t

レッドカード条件:「総重量54t以上」



※ なお、車両総重量が基準の2倍に達しない場合にあっても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、通行の中止等を命ずるとともに、是正指導等が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合にあっては、現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。

## 告発による罰則

○道路法102条(無許可)により、100万円以下の罰金等